

## □ 「JAPAN ローミング™」提供条件書

「JAPAN ローミング™」（以下「本サービス」といいます。）とは、当社の移動無線通信に係る通信網が災害又は通信設備の障害等によって利用できなくなった場合に、一時的に、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社又は楽天モバイル株式会社（以下これらの事業者を総称して「国内 MNO」といいます。）の移動無線通信に係る 4G 通信網を利用すること（以下「ローミング」といいます。）によって、通話、SMS 若しくは MMS の送受信又はパケット通信を利用できるようにするサービスです。なお、本サービスで利用できる通信の内容は、本サービスの提供方式によって異なるものとし、後記「提供方式」に定めるものとします。

### 第 1 総則

#### ■ 適用関係

1. 本サービスは、当社のジャパネット通信サービス契約約款に基づき提供される回線（以下「契約者回線」といいます。）をご利用のお客さまに対して、当社が提供する 4G 通信サービスです。
2. 「JAPAN ローミング™」提供条件書（以下「本提供条件書」といいます。）は、契約者回線を契約又は利用する全てのお客さまに適用されます。
3. 本サービスは、お客さまが加入している料金プラン及びオプションサービス（「だれとでも定額+」、「スーパーだれとでも定額+」及び「スーパーだれとでも定額+（L）」を含みますが、これらに限られません。以下同じ。）の内容の一部として適用されるものであり、別途の申し込みをすることを要しません。
4. 本提供条件書は、前項に規定する料金プラン及びオプションサービスの提供条件を定めた当社のジャパネット通信サービス契約約款並びに各提供条件書（以下「契約約款等」といいます。）の内容を追加その他変更するものとして、その一部を構成するものとなります。
5. 本サービスの提供条件は、お客さまが加入している料金プラン及びオプションサービスに準ずるものとします。但し、本サービスの提供に関して、本提供条件書に別段の定めがある場合には、当該定めが適用されるものとします。

#### ■ 提供方式

本サービスには、次の各号に定める 2 種類の提供方式によるサービスがあります。本提供条件書においては、「フルローミング」方式によるサービスを単に「フルローミング」方式といい、「緊急通報のみ」方式によるサービスを「緊急通報のみ」方式というものとします。

##### (1) 「フルローミング」方式

通話（緊急通報の発信及び当該緊急通報の受理機関からの呼び返しを含みます。）、SMS、MMS 及びパケット通信を利用することができます。

##### (2) 「緊急通報のみ」方式

緊急通報（110 番、118 番及び 119 番）の発信に限り、利用することができます。

#### ■ 提供開始日

本サービスは、2026 年 4 月 1 日から提供を開始します。

### 第 2 「フルローミング」方式について

「JAPAN ローミング™」提供条件書

作成日：2026 年 3 月 25 日

株式会社ジャパネットたかた

---

記載の料金額は税抜価格、括弧内は税込価格となります。  
消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

## 1. 適用条件

次の各号の全ての条件を満たすことが必要です。

- ① 地震、台風等の災害又は通信設備の障害その他何らかの事由によって、当社の移動無線通信に係る通信網の全部又は一部を利用できない状態であること
- ② 国内 MNO のいずれかが提供する 4G 通信サービスに係る移動無線通信網を利用できる状態であること
- ③ 前二号に定める条件を全て満たした上で、当社を通じて株式会社ソフトバンクから国内 MNO に「フルローミング」方式によるローミングを実施することを申し出て、国内 MNO からこれに対する承諾を得ること

## 2. サービス内容

適用条件を全て満たした場合、当社が指定する期間及び特定の区域において、「フルローミング」方式を提供します。

## 3. 提供区域

- (1) ソフトバンク株式会社がローミングの実施について承諾を得た国内 MNO の 4G 通信サービスに係る日本国内の通信区域（BWA（広帯域移動無線アクセス）、NB-IoT 方式及び eMTC 方式等を除き、当該国内 MNO から認められた範囲に限ります。）のうち、当社が指定する特定の区域とします。なお、本サービスの提供区域は、障害の発生状況その他の事情を踏まえ、ソフトバンク株式会社が都度ホームページにおいて指定するものとします。その他詳細は、ソフトバンク株式会社がそのホームページで定めるものとします。
- (2) 提供区域内であっても、電波の伝わりにくい場所等では、通信を行うことができない場合があります。

## 4. 対応機種等

- (1) 「フルローミング」方式を利用する場合、ソフトバンク株式会社のホームページに掲げる機種においては、予めデータローミングの設定を有効にいただく必要があります。
- (2) ソフトバンク株式会社のホームページに掲げる機種においては、「184」又は「186」から始まる番号による緊急通報の発信を行うことができません。
- (3) 前項の他にも、「フルローミング」方式の全部又は一部を利用することができない機種があります。対応機種及び利用することができない機能・内容の詳細は、ソフトバンク株式会社がホームページにて定めるものとします。

## 5. 通話・SMS

- (1) 通話及び SMS については、本提供条件書に別段の定めがない限り、お客さまが加入している料金プランに係る契約約款等に定める内容と同一のものとして取り扱われます。
- (2) 「#」から始まる番号又は「0120」、「0800」、「0570」若しくは「0077-7」から始まる番号への発信を行うことができません。
- (3) 「184」から始まる番号による緊急通報の発信を行った場合でも、電話番号又は IMSI 番号を緊急通報の受理機関へ通知することがあります。

## 6. パケット通信・MMS

### (1) データ量

- ① 「フルローミング」方式により提供されるパケット通信に係るデータ量は、平常時に本サービスによらずに利用するデータ量と合算され、

「JAPAN ローミング™」提供条件書

作成日：2026年3月25日

株式会社ジャパネットたかた

---

記載の料金額は税抜価格、括弧内は税込価格となります。  
消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

お客さまが加入している料金プランに基づき取り扱われるものとします。なお、お客さまが加入している料金プランにデータ量上限が定められている場合には、データ量上限に達したか否かの判断は、合算後の合計データ量により行われるものとします。

- ② 一般的にスマートフォン等は、ソフトウェアやアプリケーション等の仕様による通信等を自動で行います。自動通信によりデータ量を消費する場合があります。

## (2) 通信速度

- ① 通信速度は、送受信時最大 300Kbps です。
- ② 前号にかかわらず、1 か月（請求月）あたりのご利用のデータ量が、お客さまが加入している料金プランに定めるデータ量上限を超過して、通信速度が制限されている場合その他何らかの理由により通信速度が制限されている場合には、当該制限後の通信速度と前号の通信速度を比較し、いずれか遅い方の通信速度が原則として適用されるものとします。
  - ※ 通信速度は、理論上の最高値であり、実際の通信速度は、接続状況、ご使用の機種・SIM、回線の混雑状況、ネットワーク環境その他の理由により、低下します。
  - ※ 当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行いません。

## 7. 料金

- (1) 「フルローミング」方式の料金は、契約者回線に適用されている各料金プラン及びオプションサービスの提供条件に従うものとします。
- (2) 「フルローミング」方式を通じてご利用いただいた通話、SMS 及び MMS の送受信並びにパケット通信については、当該通信時間、通信量及び通信回数を測定し、算定した料金をお客さまが契約している料金プラン及びオプションサービスに基づき請求します。

## 8. 利用の制限

料金その他の債務を支払わない場合、ご使用の端末を盗難又は紛失等した場合、一定額ストップサービスの設定額に到達した場合その他何らかの理由により、契約者回線の利用が一時中断、停止、中止又は制限されている場合に、「フルローミング」方式を利用できないことがあります。

## 第3 「緊急通報のみ」方式について

### 1. 適用条件

次の各号の全ての条件を満たすことが必要です。

- ① 地震、台風等の災害又は通信設備の障害その他何らかの事由によって、当社の移動無線通信に係る通信網の全部又は一部を利用できない状態であること
- ② 国内 MNO のいずれかが提供する 4G 通信サービスに係る移動無線通信に係る通信網を利用できる状態であること
- ③ 前二号に定める条件を全て満たした上で、当社から国内 MNO に「緊急通報のみ」方式によるローミングを実施することを申し出て、国内 MNO からこれに対する承諾を得ること

### 2. サービス内容

- (1) 適用条件を満たした場合、当社が指定する期間、「緊急通報のみ」方式を提供します。なお、「緊急通報のみ」方式を提供する期間は、障害の発生状況その他の事情を踏まえ、ソフトバンク株式会社が都度ホームページにおいて指定するものとします。
- (2) 「緊急通報のみ」方式においては、110 番、118 番及び 119 番への緊急通報の発信に限り、利用することができ、緊急通報の受

「JAPAN ローミング™」提供条件書

作成日：2026 年 3 月 25 日

株式会社ジャパネットたかた

---

記載の料金額は税抜価格、括弧内は税込価格となります。  
消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

理機関からの呼び返しは行うことができません。

- (3) 「184」又は「186」から始まる番号による緊急通報の発信を行うことができない場合があります。
- (4) 緊急通報の発信については、本提供条件書に別段の定めがない限り、契約約款等その他条件に定める内容と同一の取り扱いとします。
- (5) 緊急通報の発信については、電話番号に代えて IMSI 番号を緊急通報の受理機関へ通知する場合があります。
- (6) 「184」から始まる番号による緊急通報の発信を行った場合でも、電話番号又は IMSI 番号を緊急通報の受理機関へ通知することがあります。

### 3. 提供区域

- (1) 当社がローミングの実施について承諾を得た国内 MNO の 4G 通信サービスに係る日本国内の通信区域（BWA（広帯域移動無線アクセス）、NB-IoT 方式及び eMTC 方式等を除き、当該国内 MNO から認められた範囲に限ります。）とします。詳細は、ソフトバンク株式会社がホームページで定めるものとします。
- (2) 提供区域内であっても、電波の伝わりにくい場所等では、通信を行うことができない場合があります。

### 4. 対応機種

「緊急通報のみ」方式の全部又は一部を利用することができない機種があります。対応機種及び利用することができない機能・内容の詳細は、ソフトバンク株式会社のホームページに定めるものとします。

### 5. 料金

「緊急通報のみ」方式による緊急通報の発信については、料金の支払いを要しません。

### 6. 利用の制限

料金その他の債務を支払わない場合、一定額ストップサービスの設定額に到達した場合その他何らかの理由により、契約者回線の利用が一時中断、停止、中止又は制限されている場合に、「緊急通報のみ」方式を利用できないことがあります。

## 第4 共通事項

### ■ 制限事項

1. 本サービスを利用している場合、「位置ナビ」その他のご使用の端末の位置を特定して利用するサービス、当社設備等を利用して提供されるサービスその他のサービスを利用することができないことがあります。なお、利用することができないサービスは変更又は追加されることがあります。最新の情報は、ソフトバンク株式会社のホームページ上でご案内します。
2. 通信が連続して長時間に及ぶ等、当社又は国内 MNO の設備に影響を及ぼすと当社又は国内 MNO が判断した場合は、当該通信を切断することがあります。
3. 当社又は国内 MNO の設備若しくはサービスに支障をきたす状況が現に発生し、又は発生するおそれがあると当社又は国内 MNO が判断した場合、本サービスの提供を停止する場合があります。
4. お客さまは、不正な目的をもって、本サービスを利用してはならないものとします。
5. 本サービスは、国内 MNO との間の必要な調整を経て提供されるものであるため、災害又は通信設備の障害等が発生した場合であっても、直ちに利用できるものではなく、利用を開始できるまで相当の時間を要することがあります。

「JAPAN ローミング™」提供条件書

作成日：2026年3月25日

株式会社ジャパネットたかた

---

記載の料金額は税抜価格、括弧内は税込価格となります。  
消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

## ■ 周知方法の特則

本提供条件書において、ソフトバンク株式会社のホームページに掲載する方法より内容を定め、又は周知するものとしている事項であっても、災害の規模その他の事情により、ソフトバンク株式会社のホームページへの掲載又は更新を行うことができないときは、当社の判断により、他の適切な方法による周知又は事後的な周知で足りるものとします。

## ■ 本サービスの変更・廃止

本サービスは、何らかの理由により内容を変更し、又は廃止する場合があります。この場合、変更後の内容がお客様の権利関係に重大な影響を与える場合又は本サービスを廃止する場合は、後述する本提供条件書の変更方法と同等の方法により事前に通知します。但し、緊急性がある場合又はやむを得ない場合は、事後的に通知します。

## ■ 約款の適用関係

1. 本提供条件書の記載事項以外の部分については、契約約款等を適用します。この場合、契約約款等に記載されている電気通信設備、通信網等については、当社に加えて国内 MNO が提供又は設置等する電気通信設備、通信網等も含めた内容に読み替え、適用します。
2. 前項の規定によるほか、利用中止、利用停止、通信利用の制限等、通信の切断等、通信時間等の制限、修理又は復旧、緊急通報に係る情報通知、利用に係る契約者等の義務、通信サービスの廃止その他本サービスを提供する上で必要な事項について、国内 MNO が定める契約約款の規定を準用します。

## ■ 提供条件書記載事項の変更について

- ・ 当社は、本提供条件書の記載事項を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- ・ 本提供条件書の記載事項を変更する場合、ソフトバンク株式会社のホームページに掲載する方法、文字メッセージ（契約者回線又は当社電気通信設備から送信された数字、記号及びその他文字等によるメッセージをいいます。）を配信する方法、又は当社が適当と判断する方法にて事前に通知します。但し、緊急性がある場合又はやむを得ない場合は、事後的に通知します。
- ・ 最新の提供条件書は、ソフトバンク株式会社のホームページ（<https://www.ymobile.jp/>）に掲載いたしますので、ご確認ください。また、詳細につきましてはソフトバンク株式会社のホームページでも確認できます。

### 更新履歴

2026年3月25日作成

「JAPAN ローミング™」提供条件書

作成日：2026年3月25日

株式会社ジャパネットたかた

---

記載の料金額は税抜価格、括弧内は税込価格となります。  
消費税計算上請求金額と異なる場合があります。